

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年8月6日
【四半期会計期間】	第9期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）
【会社名】	株式会社 I J T T
【英訳名】	IJTT Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 一彦
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市神奈川区金港町1番地7
【電話番号】	045-777-5560（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部門統括補佐 佐藤 康隆
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市神奈川区金港町1番地7
【電話番号】	045-777-5560（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部門統括補佐 佐藤 康隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第1四半期 連結累計期間	第9期 第1四半期 連結累計期間	第8期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (百万円)	24,803	35,164	143,705
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△2,938	2,232	1,474
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△) (百万円)	△2,110	1,548	830
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△728	1,081	2,401
純資産額 (百万円)	77,286	81,016	80,216
総資産額 (百万円)	117,717	127,793	123,238
1株当たり四半期(当期)純利益又は四半期純損失(△) (円)	△45.04	33.01	17.73
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	60.7	58.6	60.1

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。この結果、前第1四半期連結累計期間と収益の会計処理が異なることから、以下の経営成績に関する説明において増減額及び前年同期比（%）を記載せずに説明しております。

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

（1）経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が依然として続いており、感染拡大の防止策を講じつつ、ワクチン接種が徐々に加速しつつあるものの、繰り返される感染拡大に伴い、一部地域では度重なる緊急事態宣言の再発出やまん延防止等重点措置が適用されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

トラック市場におきましては、国内では新型コロナウイルス感染症の影響は限定的であったため、需要は堅調に推移し、海外では前年同期の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による市場低迷からの回復により、インドネシアをはじめとするアセアン地域を中心に、需要は前年同期比で増加いたしました。

建設機械市場におきましては、国内では公共投資や住宅投資等の増加を背景に需要は堅調に推移いたしました。海外では特に中国において、前年同期は新型コロナウイルス感染症からの回復により大幅な需要増であったことの反動により、需要は前年同期比で大幅に減少したものの、その他の地域ではインドネシアをはじめとするアジア新興国を中心に需要は増加いたしました。

このような情勢下、当第1四半期連結累計期間の売上高は35,164百万円（前年同四半期は24,803百万円）、営業利益は1,985百万円（前年同四半期は2,710百万円の営業損失）、経常利益は2,232百万円（前年同四半期は2,938百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する四半期純利益につきましては1,548百万円（前年同四半期は2,110百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失）となりました。

（2）財政状態の状況

（資産）

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ4,554百万円増加し、127,793百万円となりました。これは主に、現金及び預金が2,253百万円、棚卸資産が1,091百万円それぞれ増加したこと等によるものであります。

（負債）

負債は、前連結会計年度末に比べ3,754百万円増加し、46,777百万円となりました。これは主に仕入債務が1,013百万円、賞与引当金が1,038百万円、その他流動負債が1,846百万円それぞれ増加したこと等によるものであります。

（純資産）

純資産は、前連結会計年度末に比べ799百万円増加し、81,016百万円となりました。これは主に為替換算調整勘定が441百万円減少した一方で、利益剰余金が1,267百万円増加したこと等によるものであります。

（3）会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当第1四半期連結累計期間において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発費の総額は378百万円であります。
なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(8) 従業員数

当第1四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員の著しい増減はありません。

(9) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売実績の著しい変動はありません。

(10) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変動はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年8月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	49,154,282	49,154,282	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株であります。
計	49,154,282	49,154,282	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年4月1日～ 2021年6月30日	—	49,154,282	—	5,500	—	1,375

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,240,300	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 46,848,000	468,480	同上
単元未満株式	普通株式 65,982	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	49,154,282	—	—
総株主の議決権	—	468,480	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5,540株(議決権の数55個)含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄には、自己株式76株が含まれております。

3. 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

② 【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 I J T T	神奈川県横浜市神奈川区 金港町1番地7	2,240,300	—	2,240,300	4.56
計	—	2,240,300	—	2,240,300	4.56

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,439	15,693
受取手形及び売掛金	27,536	27,971
棚卸資産	8,610	9,701
その他	2,155	3,334
流動資産合計	51,741	56,701
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	16,018	15,605
機械装置及び運搬具（純額）	24,776	25,815
土地	16,263	16,207
建設仮勘定	4,324	3,990
その他（純額）	1,081	1,075
有形固定資産合計	62,465	62,693
無形固定資産	437	395
投資その他の資産		
その他	8,594	8,003
投資その他の資産合計	8,594	8,003
固定資産合計	71,497	71,091
資産合計	123,238	127,793
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,107	9,457
電子記録債務	10,961	13,623
短期借入金	1,060	1,060
未払法人税等	124	607
賞与引当金	2,059	3,098
その他	6,623	8,469
流動負債合計	31,936	36,317
固定負債		
長期借入金	3,710	3,180
再評価に係る繰延税金負債	754	754
環境対策引当金	94	94
退職給付に係る負債	5,942	5,904
その他	584	526
固定負債合計	11,086	10,459
負債合計	43,022	46,777

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,500	5,500
資本剰余金	22,561	22,561
利益剰余金	47,633	48,901
自己株式	△1,017	△1,017
株主資本合計	74,677	75,945
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	220	192
土地再評価差額金	1,412	1,412
為替換算調整勘定	△1,102	△1,543
退職給付に係る調整累計額	△1,099	△1,063
その他の包括利益累計額合計	△569	△1,002
非支配株主持分	6,107	6,073
純資産合計	80,216	81,016
負債純資産合計	123,238	127,793

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 1 四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 6 月30日)
売上高	24,803	35,164
売上原価	25,879	31,323
売上総利益又は売上総損失 (△)	△1,076	3,840
販売費及び一般管理費		
運搬費	343	581
給料及び手当	531	518
賞与引当金繰入額	102	92
退職給付費用	26	34
その他	629	627
販売費及び一般管理費合計	1,633	1,855
営業利益又は営業損失 (△)	△2,710	1,985
営業外収益		
受取利息	16	14
受取配当金	80	61
持分法による投資利益	—	168
その他	47	29
営業外収益合計	144	272
営業外費用		
支払利息	8	6
シンジケートローン手数料	20	8
持分法による投資損失	260	—
その他	81	10
営業外費用合計	372	25
経常利益又は経常損失 (△)	△2,938	2,232
特別利益		
固定資産売却益	0	0
投資有価証券売却益	—	25
特別利益合計	0	25
特別損失		
固定資産除売却損	5	26
減損損失	—	164
その他	—	4
特別損失合計	5	195
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失 (△)	△2,943	2,061
法人税等	△659	441
四半期純利益又は四半期純損失 (△)	△2,283	1,620
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失 (△)	△173	71
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失 (△)	△2,110	1,548

【四半期連結包括利益計算書】

【第 1 四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 6 月30日)
四半期純利益又は四半期純損失 (△)	△2,283	1,620
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	59	△28
為替換算調整勘定	1,566	△434
退職給付に係る調整額	22	35
持分法適用会社に対する持分相当額	△93	△111
その他の包括利益合計	1,555	△539
四半期包括利益	△728	1,081
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△1,108	1,114
非支配株主に係る四半期包括利益	379	△33

【注記事項】

(会計方針の変更)

当第1四半期連結累計期間
(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、買戻し契約に該当する有償受給取引について、当社及び連結子会社は得意先から部品及び原材料等を仕入、加工を行ったうえで加工費等を仕入価格に上乗せして加工品を当該得意先に対して販売しており、従来の基準では、部品及び原材料等の仕入価格を含めた対価の総額で収益を認識しておりましたが、当該会計基準では、部品及び原材料等の仕入価格を除いた加工代相当額のみを純額で収益として認識する方法に変更しております。また、当社及び連結子会社に残存する支給品の期末棚卸高相当額について棚卸資産を認識せず、「有償支給取引に係る資産」を認識しております。更に、買戻し契約に該当する有償支給取引については、有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給取引に係る負債」を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は11,001百万円減少し、売上原価は11,001百万円減少しております。また、棚卸資産は80百万円減少し、流動資産のその他は564百万円、流動負債のその他は484百万円それぞれ増加しております。利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期連結累計期間
(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法を採っております。

(追加情報)

当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り) 当社グループへの新型コロナウイルス感染症の影響については限定的であるものと考えており、前連結会計年度末に行った会計上の見積りの前提となる仮定に重要な変更はありません。
(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱いの適用) 当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費	1,842百万円	1,896百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	422	9.00	2020年3月31日	2020年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	281	6.00	2021年3月31日	2021年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）

当社グループは自動車用等関連部品製造事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

当社グループは自動車用等関連部品製造事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの主たる地域市場と主たる製品との関連は次のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

(単位：百万円)

	製品の販売		計
	自動車用部品等	エンジン部品	
主たる地域市場			
日本	23,190	5,877	29,068
アジア	6,096	—	6,096
外部顧客への売上高	29,286	5,877	35,164

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失 (△)	△45円04銭	33円01銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株 主に帰属する四半期純損失 (△) (百万円)	△2,110	1,548
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利 益又は親会社株主に帰属する四半期純損失 (△) (百万円)	△2,110	1,548
普通株式の期中平均株式数 (株)	46,845,348	46,913,886

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月6日

株式会社 I J T T
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向 出 勇 治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 沼 淳 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 I J T Tの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 I J T T及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。